

出雲労働基準監督署発表
令和5年6月12日

担 当	【照会先】
	出雲労働基準監督署 監督課長 松下 晃司 電話番号 0853-21-1240

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～2か月分の賃金不払いの疑い～

出雲労働基準監督署（署長 ^{かわすみようじ}川角洋二）は、本日、有限会社アクティブライフ保知石^{ほち}及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで松江地方検察庁出雲支部に書類送検した。

1 被疑者

- （1）有限会社アクティブライフ保知石
本店所在地：島根県出雲市知井宮町
事業内容：通所介護事業（デイサービス）
- （2）同社代表取締役A（男性 79歳）

2 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者23名に対する令和5年1月分及び同年2月分（令和4年12月21日から令和5年2月20日まで）の賃金について、それぞれの所定支払日である令和5年1月27日及び同年2月28日に、島根県最低賃金（時間額857円）以上の額で計算した金額を支払わなかったもの。

3 違反法条文 ※別添の関係法令抜粋を参照

被疑者有限会社アクティブライフ保知石及び被疑者Aに対して
最低賃金法違反
同法第4条第1項（最低賃金の効力）
同法第40条（罰則）
同法第42条（両罰規定）

4 参考

- （1）最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されている。
- （2）被疑者が所定支払日に支払っていない実際の不払賃金総額は約646万円である。

関係法令抜粋

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項以下は省略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。